

No. 1872

2020・3・30

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

新型コロナウイルスによる金融対策の追加要綱

◎新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫等) 3/17より適用開始

◎生活衛生コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫等) 3/17より適用開始

◎商工中金による危機対応融資(商工組合中央金庫) 4月中旬より適用開始

〈融資対象〉

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応

〈貸付期間〉設備20年以内、運転15年以内 〈うち据置期間〉5年以内

〈金利〉当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 〈担保〉無担保

◎特別利子補給制度(上記の融資制度を行った中小業者のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上が激減した事業者などに対して行う支援)

〈適用対象〉

①個人事業主:要件無し

②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

※製造業、建設業、運輸業、その他の業種は従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

〈利子補給〉

期間は借入後当初3年間 上記の融資制度を併用していわゆる無利子となります。

◎電気・ガス料金の支払いについて

1、支払期日の猶予

支払期日を1カ月繰り延べまた、その後においても状況に応じて柔軟に対応。

2、支払延滞時の柔軟な対応

料金の支払延滞による電気・ガスの供給の停止については柔軟な対応。

※いずれも契約している電気・ガス業者に相談しましょう。

☆☆☆新型コロナウイルス相談会(資金繰りや助成金申請など) ☆☆☆

4月2日(木)

4月8日(水)

お昼2時～ 三次民商事務所

夜7時～ 三次民商事務所

※今週の商工新聞に『新型コロナウイルス』緊急アンケートを入れています。皆さんの現状を掴み相談活動に活かすためFAXまたはメールまたは事務所まで持参してください。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市議会議員立候補予定者公開質問状回答

◎「中小企業振興条例」制定について

予定候補者名	賛否	コメント
齋木 亨	賛成	三次市の小売業が、進出してきた大手小売業の販売形態についていけず、後継者もない中で大きく数を減らしている。将来のあるべき姿が見いだせないままでは、市内に住む人にも地域の中小企業を支える気持ちを作っていけたら良い。行政と併進できる形が出来たら良い。
桑田 典章	分からない	記入なし
新家 良和	分からない	記入なし
穴戸 稔	賛成	記入なし
弓掛 元	賛成	記入なし
伊藤 芳則	賛成	県条例に続き三次市でも早急に制定すること。
掛田 勝彦	賛成	多くの地方の疲弊を食い止めるにも、地場の中小企業の位置づけは街づくりの根幹にあたると考えるからです。
重信 好範	賛成	記入なし
増田 誠宏	記入なし	三次市においても経済の主体は中小企業であり、その多くが困難な状況におかれています。その為、条例の制定は必要であると考えますが、理念だけで終わらず中身のある振興策を実行する必要があると考えます。
藤井 憲一郎	賛成	記入なし
徳岡 真紀	分からない	記入なし

先週号に続き、公開質問状の回答を掲載します。

※1 山田真一郎予定候補所からは質問項目によっては表現が難しく誤解を危惧することもあり、回答を控えさせてもらう旨の文章で返答がありました。

※2 11項目すべてにわたる回答については民商事務所にへご一報ください。

〈訂正とお詫び〉

先週号に掲載した藤井様のお名前が 「健一郎」となっておりましたが、正しくは 「憲一郎」です。誠に申し訳ございませんでした。

振替納税も延期になりました。

	従来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金) ※延納届を出している人の2回目振替は従来通り5月31日です。
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654